

適合証明手数料

平成 27 年 4 月 1 日

各申請時に、申請区分に対応する手数料をお支払いいただきます。

手数料の額（円）（消費税及び地方消費税を含む。）

手数料の種類及び額	申請区分	基本手数料の額	戸当たり手数料の額	フラット35Sを適用する場合の追加手数料の額 ※1,※2,※3		
一戸建て住宅	設計検査	—	12,300	省エネルギー性	断熱等性能 等級 4	5,200
					一次エネルギー消費量等級 4, 5	10,300
	中間現場検査	—	11,300	耐震性	上記以外の場合※4	2,000 (1,000)
	竣工現場検査 ・適合証明	—	12,300		10,300	
	竣工済特例	—	36,000		バリアフリー性	5,200
共同建て	設計検査	19,500	5,200	耐久性・可変性	優良な住宅基準	5,200
	竣工現場検査 ・適合証明	19,500	5,200		特に優良な住宅基準 ※4	2,000 (1,000)
手数料の額※1,※2,※3＝基本手数料の額＋(戸当たり手数料の額＋追加手数料の額)×戸数						
再交付 ※4	一通につき 2,000 (1,000)					

※1 フラット35Sを適用する場合の追加手数料の額は、設計検査申請時に加算する。

※2 フラット35Sの各性能を複数選択する場合の追加手数料の額は、各性能ごとに追加手数料を合計した額とする。

※3 設計検査以外（竣工済特例を除く）の検査において、フラット35Sを新たに適用又は追加して申請する場合（合格済の設計検査情報が活用できる場合に限る。）の手数料の額は、※1に係らず、基本手数料の額及び戸当たり手数料の額を加算せずに算出した額とする。

※4 省エネルギー性及び耐久性・可変性（特に優良な住宅基準）について適用される制度の技術的審査を当センターが行い、適合証等を交付したのものについては、フラット35Sの追加手数料及び第2条（10）の再交付の額は、かつこ内に記載された額とする。

公益財団法人 群馬県建設技術センター